

# 経済産業省

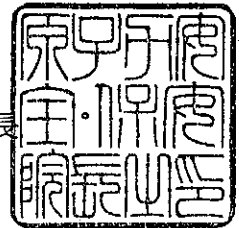
平成 19・05・16 原院第 1 号

高圧ガス保安法（以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 2 号に基づく認定完成検査実施者及び法第 35 条第 1 項第 2 号に基づく認定保安検査実施者について、法関係政省令に定める他、下記のとおり定める。

なお、これに伴い、平成 11 年 9 月 29 日付け平成 11・09・22 立局第 1 号通商産業省環境立地局長通達及び平成 15 年 3 月 31 日付け平成 15・03・28 原院第 1 号は廃止する。

平成 19 年 5 月 30 日

経済産業省原子力安全・保安院長



認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）

## 記

### 1. 認定完成検査の対象に係る工事及び認定保安検査の対象に係る特定施設の解釈

#### （1）認定完成検査実施者（製造施設の場合に限る。）

- ① 認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる特定変更工事に関して、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第 85 条第 2 項、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第 83 条第 2 項、コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第 40 条第 2 項又は冷凍保安規則（以下「冷凍則」という。）第 46 条第 2 項の「新たな製造施設の設置の工事」又は「新たな製造施設の追加の工事」とは、次のいずれかに該当するものとする。

イ 製造施設のスクラップアンドビルドの工事

- ロ 製造施設の処理能力の20%以上の増加を伴う変更の工事。ただし、処理能力の20%以上の増加を伴う変更の工事であって、当該変更の工事が次に掲げるすべての要件を満たす場合を除く。
  - a 変更の工事後の製造施設に係る原料、製造する高圧ガスの種類、製造方法等が変更の工事前と同等であると認められること。
  - b 変更の工事後の設備管理、運転管理等が変更の工事前の管理と同等であると認められること。
- ② 原子力安全・保安院は、①ロのa及びbに掲げる要件に該当することを確認する際に、認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聞くことができる。

## (2) 認定保安検査実施者

- ① 認定保安検査実施者が自ら保安検査を行うことができる施設に関して、一般則第87条第3項、液石則第85条第3項、コンビ則第42条第3項又は冷凍則第48条第3項の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。
  - イ 直近の認定日以降、変更の工事が行われていない特定施設
  - ロ 直近の認定日以降、変更の工事が行われた特定施設のうち、当該変更の工事が特定変更工事（(1)①参照。以下同じ。）であるもの
  - ハ 直近の認定日以降、特定変更工事以外の変更の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分。ただし、当該変更の工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合に限る。  
(既に認定を受けている施設の部分の変更の工事を伴うものについては、当該変更の工事が特定変更工事に該当する場合に限る。)
- ② 原子力安全・保安院は、①ロ又はハに掲げる要件に該当することを確認する際に、認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聞くことができる。

## 2. 認定申請者の欠格事由

- (1) 法第39条の6第1項第1号に関して、「高圧ガスの製造を開始した日」とは、法第21条第1項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。
- (2) 法第39条の6第1項第2号及び第3号に関して、「高圧ガスによる災害」

とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

- ① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死 者	重 傷 者	負 傷 者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は全治 1 月以上の負傷者をいう。

- ② 直接損害額が 2 億円以上発生したもの
- ③ 次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められたもの
- イ 住民避難勧告を伴ったもの
  - ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したもの
  - ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したもの
  - ニ 著しい環境破壊を及ぼしたもの
- ④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれ相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。
- 例としては以下のとおり。
- イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの
  - ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの

### 3. 認定の申請手続き

認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。

- (1) 認定完成検査実施者の認定申請者は、申請書(添付書類を含む。以下同じ)正本 1 通及び副本 2 通を認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (2) 認定保安検査実施者の認定申請者は、申請書正本 1 通及び副本 2 通を認定

に係る事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

- (3) (1) 又は (2) の申請書正本には、別に定める政令により定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を貼付しなければならない。ただし、登録免許税法第24条第1項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではない。
- (4) 産業保安監督部長は、上記(1)及び(2)の申請書のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事に送付するものとする。
- (5) 認定申請者は、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を同時に申請することができる。この場合、重複する添付書類については認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の申請書に添付すれば足りる。

#### 4. 検査

- (1) 法第39条の3第2項及び法第39条の5第2項に規定する検査のための組織及び検査の方法に関する経済産業大臣による検査に資するため、経済産業省内に学識経験者等を構成員とする委員会を設置する。
- (2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。
- (3) 経済産業大臣は、(2)の審査結果を踏まえ、検査を実施し認定の可否の判定を行う。
- (4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、高圧ガス保安協会会長並びに申請者に通知するものとする。
- (5) 検査のための組織に関する検査は、次に掲げる項目について行うものとする。
  - ① 完成検査のための組織に係る検査項目  
一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3の上欄の各項目について行う。
  - ② 保安検査のための組織に係る検査項目  
一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4の上欄の各項目について行う。

(6) 保安検査のための組織に係る検査項目のうち、一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4上欄三イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること」については、原則設備を直接検査することを要するが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りでない。

(7) 複数の事業所を有し、うち一の事業所について認定を受けた者が、他の事業所について新たに認定の申請を行う場合であって、以下の要件を全て満たすときには、当該申請に係る経済産業大臣の検査のうち本社組織に係る検査を省略することができる。

- ① 直近6か月以内に一の事業所について認定を取得しているとき。
- ② ①の認定を取得する際に、本社組織に係る検査を受けているとき。
- ③ ①の認定を取得する際の本社組織について、当該認定取得後変更が行われていないとき。
- ④ 当該事業者の事業所において、①の認定取得後事故が発生していないとき。

## 5. 認定の方法

### (1) 施設の特定

経済産業大臣が行う認定は、法第8条第1号又は法第16条第2項の技術上の基準に適合していることを検査の記録により届け出ることができる製造施設又は貯蔵設備及び検査の方法等を特定して行うものとする。

### (2) 施設の追加

- ① 1. から4. までの規定は、一般則第92条、液石則第90条、コンビ則第47条、冷凍則第53条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は貯蔵施設を追加する場合に準用する。この場合、4. (5)の検査のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。
- ② 添付書類のうち新規又は法第39条の8の認定の更新に係る申請（以下、「更新認定」という。）時に提出したものと変更がないものについては省略することができる。
- ③ 追加された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとする。

## 6. 更新認定

1. から5. までの規定は、更新認定に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

## 7. 認定の取消し

(1) 法第39条の12第1項第1号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死 者	重 傷 者	負 傷 者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は全治1月以上の負傷者をいう。

② 直接損害額が2億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 住民避難勧告を伴ったとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したとき

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したとき

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれ相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。  
例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したとき。

- ⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が1年間に2回又は5年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、少量の高圧ガスの漏えいや、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

(2) 法第39条の12第1項第2号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所の高圧ガス設備以外の施設において、次のいずれかの要件に該当する発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生した場合とする。

① (1)の①から③まで(③イを除く。)に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あった事故と認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。

② ①の要件に該当しない事故が1年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

③ ①の要件に該当しない事故が1年間に2回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときであって、(1)の⑤の災害が過去1年間に1回発生していたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

(3) 法第39条の12第1項第6号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

① 認定保安検査に係る検査脱漏等、事業所の保安体制に不備が認められ、

かつ、それが（１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれか災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

② 緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。

（４）法第３９条の１２第１項第７号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、検査内容を捏造又は改ざんした認定保安検査又は認定完成検査の記録を都道府県知事へ届け出た場合とする。

## ８．その他

### （１）申請書の作成方法

① 認定申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を申請施設ごとに明確に記入すること。

② 認定保安検査実施者の認定申請のうち、運転を停止することなく保安検査を行う場合は、認定申請書中「運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間」の欄に、申請施設ごとに連続運転期間を記入すること。

③ 申請施設名は、都道府県の許可を受けた施設名を記入すること。

### （２）その他

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）第１０条第２項第３号ハの「運転管理を担当する組織に所属している者の５０パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること」とは、申請施設ごとに製造保安責任者免状を有している者が５０パーセント以上であることを指す。

② 一般則別表第４、液石則別表第４、コンビ則別表第５若しくは別表第６又は冷凍則別表第３上欄三イ下欄六並びに一般則別表第５、液石則別表第５、コンビ則別表第７若しくは別表第８又は冷凍則別表第４上欄三口下欄三並びに告示第１０条第２項第４号ハ中「必要な非破壊検査技術に関する資格」とは日本非破壊検査協会が認定する非破壊検査に係る資格のうち非破壊検査技術者２種以上とする。



(施行期日)

1. この内規は、平成19年5月30日から施行する。

(経過措置)

2. この内規の施行前に発生し、かつ、関係官庁に通報連絡が行われていない災害等があった場合においても、この内規の施行後6月以内に報告があった場合は、7. (3) ②の規定は適用しない。